

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の改定案に対する意見募集結果及び対応（案）

○意見募集の対象：国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の改定案

○意見募集期間：平成29年11月6日（月）～12月5日（火）

○意見提出の状況

【意見提出の総件数】 3 件

【提出者の内訳】 一般 2 者
事業者 1 者

【意見内容の総件数】 3 件

改定案に対する意見 2 件

その他の意見 1 件

主な意見の概要と意見に対する考え方（案）

番号	主な意見の概要	意見に対する考え方（案）
1	<p>新規参入事業者の多くは、その電源として FIT（固定価格買取制度）と JEPX（日本卸電力取引所）の電力を使用しているが、2016 年度の排出係数は、それぞれ 0.534kg-CO₂/kWh、0.547 kg-CO₂/kWh であり、東京電力、中部電力、関西電力の供給区域については、FIT 電気を主体とする事業者の参入は困難である。</p> <p>このため、「新規参入者の参入の妨げとならないよう配慮を行うものとする」との文言を追加すべき。</p>	<p>電気の供給を受ける契約に関する基本的事項においては、国及び独立行政法人等の温室効果ガス排出削減を図るため、より排出係数の低い小売電気事業者との契約に努めることとされています。ただし、今般の改定案においても、調達者には引き続き「公正な競争の確保」を求めており、新規参入者の妨げになることはないものと考えられることから、原文のとおりとします。</p>
2	<p>公正な競争の確保については既に記述があり、安定供給の取組との調和は一定程度確保せざるを得ない事は自明であるので、結局改正の利益が無いと思われることから、今回の改定の必要はなく、改定案に反対である。</p>	<p>今般の改定案については、本年度の電力専門委員会における検討結果を反映したものです。</p> <p>「安定供給の確保」に係る文言は、法施行当時の最終保障供給及びユニバーサルサービスに関する義務が課されていた状況とは異なること、また、調達者に対して新電力が安定供給に問題があると誤認させ、より排出係数の低い小売電気事業者からの電力の調達を妨げるおそれがあることから、今般の改定案において当該文言を削除することとしました。</p> <p>なお、削除することとした安定供給の確保に関する説明については、解説資料に考慮すべき内容として記載することとしました。</p>
3	<p>今回のパブリックコメントの対象である基本方針改定案の内容に関連性のない複数の政策提案</p>	<p>今回のパブリックコメントに関連性のないご意見があった旨掲載させていただきます。</p>